

2020年度事業計画書

政府はSociety5.0の実現に向けた改革のための行動計画「未来投資戦略」を策定し、

①環境・エネルギー制約の克服のための施策の一つとして、2020年までに新築注文戸建住宅の過半数をZEHにし、さらに2030年までには新築住宅の平均でZEH相当となることの実現を目指す

②人口減少と少子高齢化の中での新たな住宅市場として既存住宅流通・リフォーム市場を活性化する

③IoT技術等を導入した「次世代住宅の普及促進」をはかる

等の住まいに関係する課題への取組を進捗させることを表明した。

更に、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、国際経済環境の大きな変化に対し、日本経済再生の鍵となるSociety5.0実現の加速が最重点と位置づけられた。

これに加え、経済産業省から、Society5.0につながる「Connected Industries」実現のための5つの重点取組分野の一つに「スマートライフ」が設定されている。IoT化によるスマートタウン、スマートホームの実現を目指すことが建材・住宅設備産業界にとっての重点課題であり、関連団体との連携も不可欠となってきている。

一方、Society5.0に向けた横割り課題として新興国を中心に海外の成長市場の取り込みも明示されており、東南アジア市場における我が国産業の競争力の強化についても期待されている。

当協会は、このような国の方針を踏まえ、下記課題を本年度の重点課題として位置づけ展開することとした。

- ・グリーン建材・設備製品に関する国際標準化事業

- 日本の強みであるグリーン建材・住宅設備製品の海外市場拡大を図るため、事業を大幅拡充

- ① JIS等のアジア諸国への普及活動を拡大

- ② 国際標準化の新規事業を開始

- ・IoT住宅のための新しい建材、住宅設備の安全規格の開発事業

- IoT住宅版SOTIF規格のISO新規提案を目指す

- 同規格の普及のための基盤整備の実施

- ・リフォーム推進事業

- 健康、防災等を考慮した住宅性能評価制度の検討

- 公的支援策、規制の具体的な政策・運用改善を関係省庁へ提案

- ・情報提供事業

- カタラボの利用者・会員の拡大のため、今後の在り方を抜本的に検討

- ・ZEH、断熱材の普及促進事業

- 積極的な広報活動やEI認証(優良断熱材認証)の実施とともに、普及施策を検討

- ・品質・環境事業
VOC、抗菌製品、調湿建材の登録制度の実施
- ・協会としての新規事業や重要案件に関する検討

<検討テーマ(案)>

カタラボの新展開、物流対策、人手不足対策、建産協活動の地方・中小企業展開、防災・レジリエンスへの対応

※運営委員会の体制を拡充して検討

以上の重点課題への取り組みを通じて、本年度も引き続き会員企業・団体及び関連業界の成長、拡大に対する支援を真摯に提供していく所存であるので、関係各位の絶大なご指導ご鞭撻をお願いしたい。

1. 企画委員会

建材・住宅設備の統計情報、技術動向の情報収集・提供と景観材料の普及促進、協会活動の広報、カタラボを活用した情報サービス、それぞれのあり方について「調査統計」、「技術・景観」、「広報」、「情報提供」の4部会で検討を進める。

(1) 調査統計部会

最新の建材・住宅設備関連データを関係官庁、工業団体より収集し「2020/2021年版建材・住宅設備統計要覧」を11月に発刊する。発刊にあわせてHP会員専用サイトで電子データとして公開する。販売面ではチラシ配布、カタラボ会員や団体会員傘下加盟企業へのPR、「Japan Home & Building Show 2020」(11月11日～13日)でのPRを実施し販売増を狙う。

(2) 技術・景観部会

最新技術、技術動向などの情報収集、整理・分析する機会を会員に提供するとともに、景観材料の普及促進を図るため各種情報の収集・提供を行う。具体的には以下の活動を実施する。

- ① (一社)東京建築士会と共同で開催している勉強会(Bridge)やセミナー、見学会を開催し、会員に業界動向、新技術動向等の情報を提供する。
- ② 景観材料紹介サイト「景観材料相談コーナー」の掲載内容の充実(新規エントリー企業の募集、新製品の掲載、質問項目の追加など)を図る。また本年度は、新たな分野として「防災」を取り上げ、この分野での商品追加について検討する。
- ③ 「Japan Home & Building Show 2020」(11月11日～13日)に出展し、技術・景観部会の活動、景観材料相談コーナーのPRを行う。

(3) 広報部会

協会の活動状況、行政関連情報等を会員に提供するための媒体として情報誌「建産

協情報」を隔月発刊し、メールマガジン「建産協通信」を月2回継続配信する。
また、協会の事業活動の理解を深めてもらうため、報道関係者との情報交換会を年2回開催する。

さらに、「Japan Home & Building Show 2020」(11月11日～13日)に出展し、広報部会の活動を紹介する。

(4) 情報提供部会

本年度は、以下のような活動を実施するとともに、カタラボについて、幅広い情報提供や会員の拡大方策等の今後の進め方について検討する。

- ① カタログ画面の改善(見やすさの改善・ページを捲る速度の改善他)を実施する。
- ② カタラボページビューの増加の内容確認活動を実施する。
- ③ 既存会員のカタラボの活用の実態を把握し会員拡大のための活動を実施する。
- ④ 展示会に出展し、カタラボのPR活動を実施する。

<本年度出展予定の展示会>

・「みらい市」(橋本総業(株) 主催)

開催日：2020年11月予定 場所：東京ビッグサイト

・「Japan Home & Building Show 2020」((一社)日本能率協会 主催)

開催日：2020年11月11日～13日 場所：東京ビッグサイト

2. 品質・環境委員会

広く建材・住宅設備に関わる品質保証のための性能評価と登録表示制度の円滑な運用並びに環境課題への対応を行うため、委員会名称を品質保証委員会から品質・環境委員会へ変更するとともに、VOC部会を環境部会へと名称を変更する。環境部会、抗菌部会、調湿部会など下部部会の各種事業の適正な運用を図るため、年3回程度委員会を開催し事業内容、予算等を審議する。

(1) 環境部会

- ① 建材・住宅設備に関わる環境課題への対応

環境部会を年6回開催し、VOC対策に加えて国内外の健康・化学物質に関わる政策や資源循環政策等の環境に関わる課題、情報を収集し、対応を協議していく。

- ② VOC排出抑制の自主行動計画の実施

建材・住宅設備業界として、揮発性有機化合物(VOC)排出抑制のための自主的取組に関するVOC排出量の確認を行い、参加団体による「2019年度状況報告書」を作成し、経済産業省に提出する。

- ③ VOC表示審査委員会

a. ホルムアルデヒド

年6回の審査委員会を開催し、適格品の登録を行う。また、2005年度・2008年度・2011年度・2014年度・2017年度登録品の更新作業を行う。

b. 4VOC

年6回の審査委員会を開催し、適格品の登録を行う。また、2008年度・2011年度・2014年度・2017年度登録品の更新作業を行う。併せてキシレン新基準値に対応した移行登録作業を2020年度内に完了する。

④ 4VOC表示情報交換会

必要に応じて4VOC自主表示制度を運用する関係団体と情報交換会を開催する予定である。また、住宅部品VOC表示ガイドラインを策定5団体と連携の上、改訂し、その運用と周知を図る。

(2) 抗菌部会(抗菌性能基準使用登録事業)

当協会の「抗菌性能基準」を満たしたものに建産協の「抗菌製品登録」を表示する事業を継続する。本年度は新規及び更新対象20件に対応する。

(3) 調湿部会(調湿建材登録表示事業)

申請状況に応じて審査委員会を適宜開催する。本年度は「調湿建材表示登録」の新規及び更新対象7社に対応する。10月頃には住宅室内環境や健康問題に関する講演会と部会を開催し、より一層の調湿建材マークの周知と普及を図っていく。また、調湿マーク推進のため壁紙などの材料展開について引き続き検討を行う。

本年度より、国際標準部会のグリーン建材・設備製品に関する国際標準化事業の一つとして、「調湿建材の試験方法及び認証に関する標準化にむけての調査事業」が開始されるので、積極的に協力する。

経済産業省の本年度予算の中で、次世代省エネ建材の支援事業として調湿建材が対象となっているため、必要に応じ対応を行う。

(4) その他

① 合法伐採木材法運用協議会で作成した建材・住宅設備メーカーのクリーンウッド法運用ガイドラインについての問い合わせ及び当協会会員会社の登録に関しての支援を行う。

② 社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会への参加

③ 3R推進功労者等表彰推薦

2020年度のリデュース・リユース・リサイクル推進協議会が実施する3R推進功労者等表彰募集に対し、会員に積極的な応募を呼びかけ、応募を希望する企業があれば協会として推薦する。

3. エネルギー委員会

エネルギー企画・普及部会においては、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)普及分科会で中小工務店を対象としたZEHの推進活動を継続し2016年省エネ基準よりも高い外皮性能の普及を目指す。一方、断熱材普及部会においては、引き続き正しい断熱リフォーム施工の普及を展示会や講演会を通じ促進するとともに、リニューアルした

建産協HP断熱リフォームサイトの情報を盛り込んだパンフレットを刷新する。さらに、地方公共団体による断熱リフォームに対する補助金制度創設を働きかける。そして、第三者認証ニーズに応えるべく優良断熱材(EI)認証対象製品の拡大に務める。

(1) エネルギー企画・普及部会

① ZEH普及分科会

- a. 提携・関連団体(含地方自治体等)主催セミナーでの「ZEHのつくり方」講演対応
- b. 「ZEHのつくり方」テキスト等を建産協HPで配信し、最新の政策やZEH支援事業をユーザーに情報提供する。
- c. エネルギー削減率の向上、ローコスト化等、ZEHをさらに普及させるための施策検討を、行政・提携団体と共同しながら進める。

(2) 断熱材普及部会

高性能建材導入促進やトップランナー制度の対象アイテムとなっている断熱材について、業界の抱える課題を整理・検討し、一般ユーザーの認知度向上と断熱リフォーム需要の拡大を図るため、2つの分科会を中心として具体的活動を進めていく。

① 普及・広報分科会

本年度は断熱リフォームの更なる普及を目的に以下を実施する。

- a. 断熱リフォーム普及促進ツールの充実
断熱リフォームサイトのリニューアルに引き続き、一般消費者の断熱に対する理解を促進するため、「断熱リフォーム」パンフレットを刷新する。
- b. 普及広報活動の拡大
住宅環境の改善を推進する団体やリフォーム関連事業者と提携しながら普及促進ツールを活用して断熱リフォームの普及を図る。また、昨年度実施した断熱リフォームアンケートの調査結果を踏まえ、普及広報活動の施策を検討する。
- c. 外部展示会での展示・講演
 - ・「Japan Home & Building Show 2020」((一社)日本能率協会 主催)
開催日：2020年11月11日～13日 場所：東京ビッグサイト西展示棟
 - ・「建築・建材展」((株)日本経済新聞社 主催)
開催日：2021年3月上旬予定 場所：東京ビッグサイト

② 性能表示制度分科会

昨年公布(2021年4月施行予定)された300㎡以上の大・中規模建築物における省エネ基準適合義務化、及び小規模住宅における省エネ性能説明義務化に伴う断熱製品の登録に国土交通省は第三者認証製品も認めており、EI制度拡大の機会と捉えている。JIS認証が取れない製品等の第三者認証ニーズに応えるため、EI制度実施規定及び製品認証審査要綱の見直しを検討し、EI認証取得製品の拡大と企業の増加に努める。また、異形断熱材等のEI製品化の検討を継続する。

③ EI認証審査委員会

実施規定の改訂に伴い、申請の案件審査に加え製品認証審査要綱の審査承認業務も実施する。性能表示制度分科会と連携しながら認証製品の拡大に務める。昨年

度までに19社89製品シリーズが認証登録されている。

認証区分	製品規格	製品性能管理値	品質管理体制
A	JIS規格あり	JIS規格値	当該JIS認証取得
B		製品規格値	
C		製品規格値	ISO9001或いは他断熱材 のJIS認証取得
D	JIS規格なし	製品規格値	

4. リフォーム推進委員会

リフォーム市場の活性化に向けて、国策として実施すべき政策提言と、建産協が自ら実施すべき事業等について、引き続き、以下の4部会を設けて検討していく。

(1) 制度検討部会

2020年度は、住宅性能評価制度について、省エネだけでなく健康・防災・災害も考えた評価基準の作成をメインテーマとして検討を行う。また、検討を行うためにも、研修会・勉強会を開催し新しい情報の入手を積極的に行う。

また、「住宅の燃費」という考え方をさらに広く普及するために、経済産業省・国土交通省・環境省・各自治体へも提案し周知活動を行う。さらに、これまで提案してきた(一社)プレハブ建築協会ストック分科会・住宅産業協議会・(一社)優良ストック住宅推進協議会(スムストック)や他の団体、各省庁・自治体等と情報共有し広く普及する活動を行う。

(2) 規制改革部会

「2019年度第4回リフォーム助成制度認知活用調査アンケート」を2020年5月～6月に実施する。政策提言のためのより具体的な意見の収集を目指し、各省庁への公的支援・規制に関する政策・運用改善の具体的な提案を行う。

アンケートの内容も、項目を精査し助成制度に関わらず障害となっている要因を把握できる内容にする。また、問題点を具体的に知るために、業者からの直接のヒアリングも実施する。これらの情報をまとめ、各省庁への「要望書」提出、内閣府規制改革推進室への提言を進める。

昨年度に引き続き、2020年度版「リフォームの公的支援、つかっていますか？」を作成し、リフォームに関する各種支援制度の周知を図る。また、早期リリースの要望に応え、本年度は4月リリースを目指し進める。

専門的な知識や課題認識について、勉強会を開催し委員の研鑽を継続的に実施する。

(3) 普及啓発部会

イベント開催のみを目的とせず、一般消費者への普及啓発方策の検討・実施を所掌することを名称として明確化するため、イベント部会の名称を普及啓発部会に変更する。

昨年度は、「リフォームで生活向上プロジェクト」の登録イベントとして「ヨコハマヒューマン&テクノランド」「経済産業省こどもデー」「Japan Home & Building Show 2019」への出展に注力した。

本年度は、「リフォームで生活向上プロジェクト」の登録イベントとして「経済産業省こどもデー」(8月19日、20日)と「Japan Home & Building Show 2020」(11月11日～13日)に出展する。また、(一社)日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)や(一社)マンションリフォーム推進協議会(REPCO)といったリフォーム関連団体や自治体との連携を検討し、リフォーム事業者や一般消費者を対象としたリフォーム需要拡大のための普及啓発方策の検討を行う。

(4) マンション省エネ改修推進部会

① 普及広報活動

マンション省エネリフォーム推進のため、住民の関心、理解を深める、より効果的な活動を展開していく。

a. セミナー：

マンション管理組合(居住者)、マンション管理士を主対象として、企業紹介、製品事例、改修事例、高経年化しているマンションや空き家問題、助成金活用術、さらには「健康と省エネ」にも着眼した課題意識の共有を図ることを目的として、リフォーム関連業者、各種団体を交えたセミナーを企画開催し、広く普及を図る。また、行政や、NPO日本住宅管理組合協議会、NPO全国マンション管理組合連合会、(一社)東京都マンション管理士会、(一社)神奈川県マンション管理士会等との共催、出張講演依頼にも参加する。

b. 展示会：

- ・「Japan Home & Building Show 2020」(11月11日～13日)の建産協ブースにてパネル・カタログ等の展示を行い当部会のPRに努める。
- ・杉並区の環境展には2020年度(4月6日～10日/10月の2回)も参加を予定しているが、現在補助対象でない断熱改修についても補助対象となるような働きかけを継続する。
- ・荒川区「環境・清掃フェアあらかわ2020」(5月17日)に出展を予定。夏の暑さ対策、冬の寒さ対策及び健康・快適性に有効な方法の紹介を通じて、国・東京都・荒川区の補助金活用を働きかける。

② 普及広報用資料の充実

2020年度はリーフレット「RESIDENCE DOCK+」の改訂を行い、改修普及をさらに進めていく。さらに、「RESIDENCE DOCK+」と「既存マンション省エネ改修のご提案」のデジタルサイネージ対応の見直しについて検討を進める。

2019年度に改訂した冊子「既存マンション省エネ改修のご提案」及びダイジェス

ト版「健康と快適性を求めてマンション省エネ改修のご提案」を各イベント、セミナー等へ活用し普及活動に努める。

③ ユーザー、団体、行政との情報交換

マンションリフォーム推進団体間の情報交換を継続的に実施する。また、経済産業省、国土交通省及び環境省とも情報連携して助成金補助事業の情報収集を行う。東京都、各自治体や隣県の各自治体等ともコンタクトを取り地域の現状を共有できるような情報のハブ拠点を目指すとともに、省エネ改修の助成制度の横展開を目指す。マスコミに対するPR活動も継続して、マンション省エネ改修推進部会の活動内容を浸透させる。

所属委員の当該活動に必要とされ得る知識の習得、向上を目指し、マンション管理組合の直面する課題共有など外部講師による勉強会や、省エネ性能の建材・住設機器等の生産プロセス、及び省エネ近未来創造拠点の視察を通じて研鑽を図る。

5. 標準化委員会

ISOをベースにしたJIS規格化、省エネ等の社会ニーズに適合した高機能製品のJIS化等が、社会生活、生産活動、製造業に重要な役割を果たしてきている。企業会員並びに団体会員との連携を深めつつ、更なる標準化テーマの発掘を含めて、建材・住宅設備分野の標準化に関する課題等について総合的に取り組んでいく。

(1) 標準企画部会

① 受託事業としての標準化(JIS制定)の取組

テーマ「カーテンウォールの熱貫流率簡易計算法に関するJIS開発」(継続テーマ)

2018年～2020年度までの3年間でJIS規格作成完了まで実施することで採択された。2018年に制定された詳細計算法のJISは、詳細断面が決定している場合に正確な熱貫流率を算出できるが、設計の初期段階には、断面が決まっていないため、熱貫流率を算出する事ができない。そこで、設計の初期段階に入手可能な外皮情報で計算可能な簡易計算法のJISを開発する。

カーテンウォールの熱性能を建築計画初期のデザインが決定した段階で算出することにより、強度面と熱性能のバランスを考慮した最適設計を可能にすることができ、建物の省エネ化に貢献できる。建築物のエネルギー消費性能算出時の熱性能目標値検討の根拠として活用し、建築物省エネ法でも引用できる可能性がある。(従来は、受注決定後、フレームの詳細設計が完了した後にしか熱性能を計算できなかった。)

最終年度の2020年度は、JIS規格原案の作成と規格に使用するデフォルト値の選定等を推進する。

② JISの見直し

これまでに経済産業省からの受託事業等で建産協が作成し、管理するJISに対するメンテナンス業務を実施していく。改正の必要性の有無について調査する。現在、管理している建材JISの19件と住設JISの4件とその他JISの1件、合計24件

のうち、2020年度に5年ごとの見直し調査対象となるのは、下記の6件である。

- a. 石材(JIS A 5003)
- b. 粘土がわら(JIS A 5208)
- c. プレスセメントがわら(JIS A 5402)
- d. 金属製建具用ガラスパテ(JIS A 5752)
- e. 住宅用配管ユニット(JIS A 4413)
- f. ジオテキスタイル及びその関連製品ーインターロッキングブロック舗装下の損傷試験(ローラコンパクト法)(JIS A 1229)

③ JISの改正

テーマ「JIS S 0024 高齢者・障害者配慮設計指針ー住宅設備機器の改正」(継続テーマ)

「ISO/IECガイド71(高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針)」の2014年4月改正に伴い、ガイド71と整合した国内規格のJIS Z 8071も2017年1月に改正され、対象者が「高齢者及び障害のある人々」から「日常生活に何らかの不便さを感じているより多くの人々」に拡大された。上位の指針であるJIS Z 8071が改正されたことに伴い、JIS S 0024も以下のポイントでの改正が必要となり、2019年度～2021年度までの3年間でJIS改正原案を作成することで採択された。2年目となる2020年度は、改正の方向性の検討と設計に盛り込む数値基準の明確化を推進する予定である。

- a. 対象者を子供や重度の障害者等可能な範囲での多様な人々に拡大。
- b. 設計者が使いやすいように、できるだけ設計基準を明確化。
- c. 時代にそぐわない箇所を修正。
 - ・実使用性・利便性・安全性の概念が変わったもの(自動水栓、LED等)
 - ・通信技術等機器単体の性能が著しく向上したもの(IoT、音声操作等)
 - ・省エネのために導入されてきたもの(HEMS、太陽光発電、蓄電池等)
 - ・健康面で重視されてきたもの(VOC、ヒートショック等)

④ 建築用真空断熱材普及WG

下記3件の建築用真空断熱材のJISが制定されたが、その普及のために、省エネ基準へ反映させるルールづくりや表示の在り方等について、WGを設置して検討を行う。

JIS A 9529 : 2020 建築用真空断熱材

JIS A 1487 : 2018 真空断熱建材の断熱性試験方法

JIS A 1488 : 2020 建築用真空断熱材の見掛けの熱伝導率の長期変化試験方法

(2) WPRC部会

JIS制定、ISO制定、グリーン購入法特定調達品目への追加など過去の成果を活用し、一層の普及促進と市場拡大を図るため、以下の項目について優先的な取組を行う。

また、将来の市場拡大策についても調査・研究を実施する。

① 木材・プラスチック再生複合材(WPRC)普及促進事業

a. WPRCの市場拡大のための普及広報活動を行う予定である。

(a) 従来より各会員会社でPRを行ってきたが、2020年度は更なる普及拡大につな

がる有効なPR方法、そのためのツールなどの作成を検討する。

(HP内容の充実、メールマガジン配信などの情報発信を継続)

(b) 政府広報活動ほか建産協としての普及広報活動への協力を継続する。

b. 市場拡大のための公的認定、各種認証制度への対応を進める。

(a) LEEDなどグリーンビルディング制度に関する調査研究を継続する。

(b) その他市場拡大に繋がる公的認定、各種認証制度の研究を行う。

c. WPRCの市場調査(環境指標WG)

(a) 木材の地域認証制度など各種制度とWPRCとの関連性に関する調査

(b) WPRCに求められる情報の調査とメルマガ内容の検討

(c) WPRCの環境配慮性の再評価

② WPRCに関する標準化事業

a. WPRC国際標準化分科会

木材・プラスチック再生複合材(WPRC)の試験方法に関する国際標準化事業(受託事業)を実施する。

(a) ISO 20819-1の改正が承認される予定なので適宜情報発信を行う。

(b) NP 20819-2の投票結果を受けて適切に対応する。個別協議や情報発信を早めに行い、合意形成を確実に行う。速やかに提案成立を目指すために国際会議にも参加し各国との調整に努める。

(c) ISO 20819の活用による適切なWPRCのグローバル市場拡大を目的としてWPRCをLEED等各国グリーンビルディング認証制度の評価対象品目とするためにグリーンビルディング認証制度運営機関へ接触し、普及活動に結びつける。

(d) 「グリーン建材・設備製品のアジア諸国等への展開」事業とも引き続き連携して諸外国への「WPRC」の技術支援及びPR活動を推進する。

b. 素材・試験方法・製品JISの改正等維持管理への支援

(a) JIS A 5741の改正について協議を開始する予定。

(3) IoT住宅部会

経済産業省からの受託事業として2019年度より3ヵ年事業計画で「IoT住宅普及に向けた住宅設備機器連携の機能安全に関する国際標準化及び普及基盤構築」をテーマとして活動している。

① 2018年に経済産業省から受託した調査事業の成果を基に、2年目は次のテーマを中心とした活動を行う。

テーマ:「IoT住宅普及に向けた住宅設備機器連携の機能安全に関する国際標準化及び普及基盤構築」

IoT住宅における住宅設備機器連携の機能安全規格IEC 63168ではカバーしていない領域の安全標準の規格提案を行うもの。具体的にはIoT住宅の普及に伴い、システムが高度化・複雑化することで「システムの性能限界」や「ユーザーの誤操作・誤使用(ミスユース)」といったシステムエラー以外の安全上のリスクに対する安全ルールづくりを行う。事業2年目の2020年度はNP提案を目指して活動し、2021年度に作業原案(WD)提出を目指す。IEC/SyC_AALの会議が2020年6月パリ、

会議および総会が10月カナダで予定されており、出席してNP提案に向けた活動を行う。

事業活動の進捗について報告と確認する機会として(国研)産業技術総合研究所との「全体推進委員会」を年度内に3回程度、具体的な規格開発について議論する「規格作成WG委員会」を年8回程度それぞれ開催する予定である。

「IoT住宅部会」のもとに「SOTIF規格開発支援分科会」と「普及基盤構築分科会」を設置して活動を行う。

a. SOTIF規格開発支援分科会

2019年度にIoT住宅版SOTIF規格の骨子案を策定し、これに基づき具体的な規格開発について業界の意見反映を目的とした活動を行う。IoT住宅版SOTIFはIEC 63168を補完する位置付けとして開発する規格のため、IEC 63168の成立促進に向けた活動を行う。また、自動車業界でのSOTIF規格の最新情報や進捗状況調査を行い、参考にできる内容について議論を行う。

b. 規格普及基盤構築分科会

IoT住宅版SOTIF規格案の検証と共に安全設計についてのエビデンスとなるテンプレート開発を行う。異業種や他規格で使われているテンプレートの調査を行い、住宅関連業界に親和性のあるテンプレート開発を目指す。また、IEC 63168およびIoT住宅版SOTIF規格の成立を前提とした認証システム構築について検討を行う。

2020年度の主な会議は、下記のとおり開催予定である。

IoT住宅部会：年3回程度

SOTIF規格開発支援分科会：2020年5月以降2021年1月まで、基本的に月1回程度、年9回程度開催予定

普及基盤構築分科会：2020年度5月以降、年5回程度開催予定

② 国際標準規格案IEC 63168のフォロー

IoT住宅版SOTIF規格案はIEC 63168(コネクティッドホーム環境での協調型複数システム・電気/電子安全関連系の機能安全・AAL側面)を補完する規格として開発を進めるため、国際標準規格化までの動向については、引き続き最新情報の収集に努める。そのためにIEC会議やAAL国内委員会、国内での関連する会議等にも積極的に出席し、部会や分科会での情報共有を図る。これを「IoT住宅安全規格WG」を組織して活動する。また、規格の制定を前提として認証システムの構築を検討する。これを「IoT住宅設備機器普及基盤構築WG」を組織して活動する。(いずれも自主事業)

6. 国際委員会

日本の良質で強みのあるグリーン建材・設備製品について、ISO・IECに国際提案を行い、さらに、アセアン諸国の国家標準化機関、試験・認証機関等関係当局に対し日本発のISOやJISをベースとした各国国家標準の策定に向けた技術協力等の支援を行う。これらの活動を実施することにより、日本の製品が持つ優れた性能・品質が海外において

も適正に評価される基盤を整備し市場拡大を図るとともに、省エネルギーや温暖化対策に貢献する。具体的な活動を進めるにあたっては、2020年度以降も標準化委員会と連携し経済産業省の受託事業(予定)の取組と連動して進める。

また2020年度は、会員企業の海外展開に関する要望や、団体会員の市場拡大を狙う製品に関する情報を収集することを目的とし、ワークショップを計画している。より広い情報を元に、今後の活動を検討する。

(1) 国際交流部会

① 調査・交流事業

- a. 中国、韓国及びアジア諸国等を中心として、建材・住宅設備の規格・標準及び各国の制度・仕組みに関する情報収集を行い、情報の集積と共有化を図る。また各国のISOへの参加状況を踏まえて、技術支援や情報共有を行う。企画・調査の実施に際しては、経済産業省からの受託事業(予定)の取組と連携して活動を進める。
- b. 経済産業省と連携して、アジア諸国等との政府間及び民間レベルの交流と人脈を活用し、日本のグリーン建材・住宅設備機器のPRを図ると共に、相手国のニーズに基づいた規格化等の活動を支援することで、アジアを中心とした市場での日本のプレゼンス向上を図っていく。本部会活動においても、受託事業の取組と連携し、ベトナム、インドネシアの標準認証機関や関連団体等との交流を中心に活動を進め、新たな国も随時追加していく。
- c. 新しく活動を開始しているタイやミャンマー、今後検討している他の諸国(フィリピン、マレーシア、シンガポール等)に対しては、相手国のニーズに応じた規格化と、ISOへの参加状況を踏まえた技術支援、情報共有を行う。

② グリーン建材・設備製品に関する国際標準化事業

(受託事業：2020年度～2022年度)

2020年度は2012年度～2019年度までの成果も踏まえ、以下のテーマについて国際標準部会と連携して活動を進める。

a. グリーン建材・設備製品のアジア諸国等への展開

本活動は2012年度～2013年度で、ベトナムを相手国とした具体的交流活動が開始され、続く2014年度～2016年度において、インドネシアも加わり、活動が拡大展開された。さらに、2017年度～2019年度においては、タイ・ミャンマーについての活動も始まった。これまでの事業成果として、ベトナムではJISをベースとした「高日射反射率塗料」のベトナム国家規格が2020年に発行される予定。インドネシアでも、JISをベースとし日本がISO提案した(2016年度にIS発行済み)「窓の熱性能測定法」のインドネシア国家規格が発行され、また、JISをベースとした「節水トイレ」の国家規格が2018年5月に発行された。相手国の窓口機関(ベトナム建築材料研究所：VIBM、インドネシア国家標準化庁：BSN)とも、これまでの交流により良好な関係を築いているため、現在進行しているテーマの規格作成・発行までのフォローアップと、次に続く新規テーマについても、支援・協力を行う。また、活動を開始しているタイ、ミャンマー及び、2018年度に調査を実施したその他のアジア諸国等については、各国のニーズを確認し

ながら、日本発のISOまたはJISをベースとした国家規格の策定・導入や、ISO活動の情報共有、共働を目指す。具体的には以下の3テーマについて事業を行う。

(a) ベトナムの製品・評価規格作成支援

これまでの事業活動で得た経験・知見をもとに、「水廻り製品の節水ラベリング制度」「塗膜の日射反射率の求め方」「WPRC」「窓の熱性能測定法、計算法」等のテーマについて導入の促進を図り、技術サポートを行う。また、2019年度開始された「省エネ建材のラベリング制度」制定に関しての情報収集を進めるとともに、基準作りのサポートを継続する。

(b) インドネシアの製品・評価規格作成支援

これまでの事業活動で得た経験・知見をもとに、「窓の熱性能計算法」「高日射反射率塗料」「WPRC」「水廻り製品」等のテーマについて導入の促進を図り、技術サポートを行う。また、現在規格がすでに発行された「窓の熱性能測定法」について、規格発行後のフォローアップを行い、並行して測定装置の技術フォローを行う。

また、インドネシア国家規格(SNI)原案作成予定の「窓の熱性能計算法」及び「高日射反射率塗料」について具体的なサポートを継続する。

(c) 他のアジア諸国等への新規展開

タイ、ミャンマーについては、WPRCの要望が確認できたため、具体的なサポートを継続する。

これまでの事業活動で得た経験・知見及び2018年度に実施した調査をもとに、他のアジア諸国等の中で次に展開すべき候補国を定め、「窓ガラス」「節水トイレ」「高日射反射率塗料」「WPRC」等のグリーン建材・設備製品について、規格導入の支援活動及びISO活動に関するサポートを展開する。(相手国候補：フィリピン、マレーシア、シンガポール等)

b. アセアン標準化・品質管理諮問評議会(ACCSQ)とのワークショップへの参加

ACCSQの下部組織としてビル・建築ワーキンググループが発足し、9月に開催するACCSQの会議に合わせた、ワークショップに参加する。

この会議は、アセアン各国の標準化のTOPが参加するため、グリーン建材事業について知っていただき、既に進めている国ではさらなる加速を、まだ実施できていない国には今後の事業の提案を行うことを目的とする。

c. 国家規格の認知を進めるためセミナー等の検討・実施

これまでのグリーン建材事業で徐々に国家規格への採用が始まっているが、まだ運用にも時間がかかっている。これは作成された規格の認知が進まないことや、試験設備の準備不足などが理由として考えられる。このため、作成された規格について、主に業界関係者等に対して、概要を説明するセミナー等を検討・実施する。

d. JISの試験方法についてわかりやすく解説した動画の作成

JISの国家規格への採用に関する技術支援を行うにあたり、現在はパワーポイント等の資料を委員が作成し、これを元に説明を行っているが、実際の試験が

どのようになっているのかを分かりやすく説明するために動画を作成する。また、この動画は、国家規格が作成された際に試験装置を作る上でも参考になるため、規格作成後も活用できる。

e. 標準化による海外展開を広げるためのワークショップの開催

会員企業及び、団体会員などを中心として、海外の市場拡大を狙う製品の情報収集を目的とし、ワークショップを計画している。特に標準化という側面から市場拡大の支援を目指し、業界の枠を超えたコラボレーションも検討する。

(2) 国際標準部会

① グリーン建材・設備製品に関する国際標準化事業

(受託事業：2020年度～2022年度)

2020年度は2019年度までの成果を踏まえ、以下のテーマについて国際交流部会と連携して活動を進める。

a. 遮熱塗料(塗膜)の熱流計測法による日射吸収率の求め方に関する国際標準化

市場には日射反射の他にも、熱放射及び断熱をはじめ様々な機能を謳った遮熱塗料が玉石混交といった状況で市場に存在しており、ユーザーに対して相応の混乱と不信感を与えている。そのような状況を解消すべく、塗膜を通過する熱エネルギー量を直接測定して塗膜の熱性能を論理的かつ客観的に評価する熱流計測法が開発され、JIS K 5603として制定された。

国際市場において高性能な遮熱塗料が適正に評価されるとともに、遮熱効果が低い塗料が市場から席卷されるべく、JIS K 5603をベースとした国際規格化を図る。

2021年5月の国際会議におけるISO新規提案を目指して、必要となる実証データ及び知見を蓄積したうえで学会発表や主要国への個別説明を行い、本測定法に対する認知及び理解を広める。

b. 温水洗浄便座の性能評価方法に関する国際標準化

温水洗浄便座が有すべき品質とその性能評価方法を明らかにして、使用者が製品を選択する際に必要な情報が得られるようにするため、性能評価及び試験方法の国際規格化を図る。2014年に日本から新規提案して新たに設置されたIEC/TC 59/SC 59L/PT 62947(以下PT)において日本がプロジェクトリーダーとなって引き続き規格開発を進める。

CD第3原案に対する実証試験結果に基づいたPT参加各国からのコメントについて第8回PT会議にて審議してCDの合意を図る。その後、CDをSC 59L内に回付して各国からコメントを募り、第9回PT会議における審議を経てCDV段階への移行を目指す。

c. 節水基準に関するISO新規提案への対応

オーストラリアからの、水廻り製品(シャワー、蛇口設備、流量制御器、トイレ設備、男性用小便器設備、家庭用食洗機、家庭用洗濯機、乾燥機能付き洗浄機(洗濯機・食洗機など)の乾燥機能)ごとの節水基準及び節水レベルの測定方法の策定に関するISO新規提案により、2018年1月に設立されたISO/PC 316に、P

メンバーとして参画している。日本として不利な規格にならないよう、使用者視点での製品の性能・機能を重視し、性能基準と節水基準が両立した規格化を求めていく。2020年度は4月にアメリカで第4回国際会議、10月に中国で第5回国際会議が開催される予定で、2021年10月FDISを目標に活動が行われる。

d. 窓及びドアの省エネ性能に防災性能を加えた評価方法

省エネ性能の高い窓に関しての規格は既に提案を進めているが、これらの省エネ性能の高い窓は、防災性能についても高い性能を持っている。近年世界中では災害が増加している傾向にあるため、日本のグリーン建材である窓及びドアの強みの一つである、防災性能にも着目し規格化を進める。特に地震や台風への対策は日本のグリーン建材に期待されている性能の重要なものとなっている。

e. 全熱交換器の24時間換気時の住居内快適性の評価方法

国内では、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げる目的で、24時間換気設備の設置が2003年に建築基準法によって義務化された。また、ZEH住宅の普及を環境省、経済産業省、国土交通省が連携して進めており、熱交換器付きの換気扇がZEH住宅となるための要件になっているため、今後普及していくことが見込まれる。

近年海外からの輸入品を扱う会社も国内で増え、今後日本製の商品を他国に供給する場面も増えると予測されるが、現行のISOは地域ごとの標準がそのまま残っているため、横並びで比較することが困難で、ユーザーがどの商品を選んだらよいか分からず混乱する可能性がある。このため、共通の基準で判断ができるような規格作成を目指す。

f. 調湿建材の試験方法及び認証に関する標準化に向けての調査事業

次世代省エネルギー建材支援事業の補助金対象となっている調湿建材の試験方法及び認証に関する標準化にむけて以下の調査等を行う。

- (a) 国内の認証登録企業の潜在ニーズ調査(等級分けによる差別化ニーズの有無)
- (b) 東南アジア地域における調湿建材ニーズの調査
- (c) 欧州(特にドイツ)及び米国における調湿規格、認証状況の調査(技術レベルの確認)
- (d) 中国、韓国、欧州、米国における調湿建材技術のpatent動向調査

② ISO/TC 77、ISO/TC 89国内審議委員会

a. ISO/TC 77(繊維強化セメント製品)関連

当該製品との関係が深いせんい強化セメント板協会、(一社)日本窯業外装材協会と連携し、国内審議団体としての活動を実施する。

b. ISO/TC 89(木質パネル)関連

当該製品との関係が深い日本繊維板工業会と連携し、国内審議団体としての活動を実施する。

③ ISO/TC 163/SC 1/WG 17国内対応委員会

「2014年度～2016年度グリーン建材受託事業」にて規格開発を進め、ISO 19467(窓及びドアの熱性能—日射熱取得率の測定)が2017年4月に発行された。

その後は、ISO/TC 163/SC 1/WG 17国内対応委員会を設置し、国際規格原案の審議及びコメントの回答等の対応を行う。

ISO	: International Organization for Standardization (国際標準化機構)
IEC	: International Electrotechnical Commission (国際電気標準機構)
SyC(IEC)	: System Committee (システム委員会)
TC	: Technical Committee (専門委員会)
SC	: Sub-committee (分科委員会)
PC	: Project Committee (プロジェクト委員会)
WG	: Working group (作業グループ)
AHG	: Ad hoc group (作業グループ)
PT(IEC)	: Project Team (プロジェクトチーム)
P メンバー	: Participating member (積極的参加メンバー国)
O メンバー	: Observing member (オブザーバー参加メンバー国)
NP/NWIP	: New Work Item Proposal (新業務項目提案)
WD	: Working Draft (作成原案)
CD	: Committee Draft (委員会原案)
CDV (IEC)	: Committee Draft for Vote (投票用委員会原案)
DIS (ISO)	: Draft International Standard (国際規格案)
FDIS	: Final Draft International Standard (最終国際規格案)
IS	: International Standard (国際規格)
SOTIF	: Safty Of The Intended Functionality (意図された機能の安全性)
AAL	: Active Assisted Living(自立生活支援)

7. 建材・住宅設備産業に関する団体、学会及び研究機関との交流及び協力

(1) 団体会員との協力活動をより一層促進するため、「団体連絡会」を開催して共通課題等について情報交換し、交流を行う。

2020年度は、下記の通り開催の予定である。

第1回 2020年 6月19日(金) 14:00～16:00

第2回 2020年 9月18日(金) 14:00～16:00

第3回 2021年 1月22日(金) 14:00～16:00

(2) 関係団体・機関との相互連携

引き続き、建産協事業において、関係団体・機関と相互連携を図る。

(3) 建材PL相談室の活動

一般消費者、消費生活センター、関連PLセンター等からの問合せ、相談に対して対応を行う。

PL相談窓口の連絡会、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター、関連PLセンターと情報交換を継続して行う。

(4) (一財)建材試験センター、(一社)住宅リフォーム推進協議会等の関係機関・団体の事業に協力し、相互の連携を図る。

8. その他の会合

定時総会、理事会、理事懇談会、政策懇談会等

以上